

危険化学品ばら積船の船体検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編及び B 編

改正事項

危険化学品ばら積船の船体検査に関する事項

改正理由

鋼船規則では、危険化学品ばら積船の検査強化(ESP)について規定している。本規定は、IACS 統一規則(UR) Z10.3 に基づくものであり、同 UR に明記されている通り、一体型タンクを有する危険化学品ばら積船に適用すべきものである。

しかしながら、鋼船規則 A 編及び B 編の ESP 関連規定において、適用対象が「一体型タンクを有する」危険化学品ばら積船である旨明確となっていない規定があった。

このため、危険化学品ばら積船の ESP 関連規定の適用について、規則の意図が明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

危険化学品ばら積船の ESP 関連規定の適用について、一体型タンクを有するものに限定されていることが明確になるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.7

鋼船規則 B 編 1.1.3, 1.1.6, 1.3.1, 3.2.4, 3.2.6, 3.2.7, 表 B3.4, 表 B3.6, 4.1.1, 4.2.4, 表 B4.2, 表 B4.4, 表 B5.2, 表 B5.5-1., 表 B5.10-1, 表 B5.11, 表 B5.12, 表 B5.13, 表 B5.14, 表 B5.23-1.